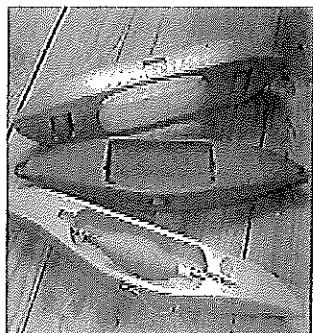


# 丹後絹織物業最低工賃



委託者・家内労働者の皆様、  
丹後絹織物業最低工賃が改正されます。

京都労働局

京都府丹後地区(※1)において絹織物に係る織布の業務に従事する家内労働者(※2)に適用される最低工賃が平成26年10月1日より改正されます。

改正されるのは、①対象品目、②織機・品目の規格、③最低工賃額です。

詳細は、次ページ以降に記載していますが、委託者(代行店を含む)及び家内労働者の皆様におかれましては、今回の改正内容をよくご理解いただき、最低工賃額以上の支払いを行っていただきますようお願いします。



【問い合わせ先】

京都労働局 労働基準部 賃金室

〒604-0846

京都市中京区西ノ京御池上町451

電話 075-241-3215 FAX 075-241-3222

出典：京都労働局労働基準部賃金室より倉林明子事務所作成

# 平成26年10月から適用される最低工賃

## 京都府絹織物業最低工賃

### ※1 適用される地域

京都府のうち京丹後市、宮津市、舞鶴市、福知山市、綾部市、与謝郡の地域が該当します。

### ※2 家内労働者とは

材料（糸など）の提供を受け、その材料の加工を行う事業者であって、家族以外を労働者として使用していない者

### 改正後の最低工賃の内容

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織機の規格		品目の規格	金 額
	織機の種類	開口装置		
後染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	タペット	250円
	正絹紋織物(もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。)		36センチメートル以上のもの	340円
先染	正絹着尺	小幅力織機(両八丁以下)	ドビー又はジャカード	600円
	帶(無地物及び黒共帯を除く。)		小幅力織機(両十丁以上)	1,586円
				2,000円

改正理由・内容等については、最終ページをご覧ください。

現在の最低工賃(平成26年10月1日以降は適用されません)

京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織機の規格		品目の規格		金 額
	織機の 種 類	ジャガード 仕 口 数	仕上げの重さ又は よこ 緯糸の本数	仕上げ幅	
後  染	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び ひとこし 正絹一越ちりめんに限る。)	小幅力織機 900口	一反が670グラム 以上のもの	36セン チメート ルのもの	204円
					294円
染	正絹紋りんずちりめん	400口	6.06ミリメートルの よこ 間に緯糸が22本以上 のもの		327円
	正絹銀無地ちりめん				339円
先	正絹着尺	小幅力織機 (両六丁) 400口 以上	3.03センチメートル よこ の間に緯糸が60本以上 のもの		402円
	正絹コート地				368円
染	帶 (無地物及び黒共帶を除く。)	小幅力織機 (両八丁)	600口 以上		1,061円
					1,188円
		小幅力織機 (両十丁)			1,398円
		小幅力織機 (両十二丁)			1,498円

4 効力発生の日 平成13年11月22日

# 最低工賃の改正内容について

## 1 対象品目の見直し

### (1) 後染関係

- ①現行の後染織物の「正絹無地ちりめん」について、「正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る」という限定書きを削除します。
- ②現行の「正絹紋りんずちりめん」、「正絹銀無地ちりめん」、「正絹紋意匠ちりめん」を統合して「正絹紋織物」とし、無地織物以外の絹織物を包括した品目設定とします。

### (2) 先染関係

現行の正絹コート地の品目を廃止し、正絹着尺に包括します。

## 2 織機の規格の見直し

- (1) 先染の帯について、現行、織機(小幅力織機)の規格を杼箱の能力別に、両六丁、両八丁、両十丁、両十二丁の4種類に区分して最低工賃を設定していますが、これを「両八丁以下」、「両十丁以上」の2区分に簡略化しました。
- (2) ジャカードについて、現行、無地ちりめん以外の品目については、それぞれを900口、400口などのように「仕口数」の規格を設定していますが、これを廃止し、代わりに織機の開口装置について、無地ちりめんは「タペット」、無地ちりめん以外の品目は「ドビー又はジャカード」として規格を設定します。

## 3 品目の規格の見直し

- (1) 現行、品目に応じて後染織物に設定されている「仕上げの重さ」、先染織物に設定されている「緯糸(よこいと)の本数」の規格を廃止します。
- (2) 帯を除く品目の「仕上げ幅」については、現行、「36センチメートルもの」という規格が設けられていますが、これを生産されている品目の実情に合わせて「36センチメートル以上のもの」に変更します。

## 4 最低工賃額の引上げ

家内労働者の高齢化や後継者不足のため、丹後産地では出機(賃機)の廃業が相次いでいます。これらの状況に鑑み、最低工賃引上げ等の環境改善が必要であるとの観点から、平成13年度に決定された最低工賃額を見直した結果、後染織物で平均14.4%、先染織物で平均45.0%、全体(改正される全5品目)の平均で32.7%最低工賃額を引上げました。